

2022年8月30日

国立大学法人東北大学  
総長 大野 英男 殿

## 要求書「東北大学教職員の賃金改善を求める」

国立大学法人東北大学職員組合  
執行委員長 片山 知史

人事院は2022年8月8日に、国家公務員給与について勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げ、月例給については初任給および若年層について引き上げるよう勧告を行った。

東北大学における給与改定は、2015年10月27日役員会承認「本学職員の給与の取扱いに関する基本方針」に記載されているように、「民間企業の従業員の給与の動向、生計費等の諸要素が盛り込まれた人事院勧告を有力な参考資料として基本におきながら決定する」ことになっている。しかし、実際には人事院勧告をそのままなぞった給与引き下げが行われて来ており、組合は一貫してこれを批判してきた。

東北大学教職員の給与水準が法人化以降も低く抑えられていることは、国家公務員と比較したラスパイレス指数からも明らかである。加えて、2020年以降、東北大学においては、期末手当が2年連続して大幅減額されている。また、コロナ感染対策の費用負担に加え、昨年から続く消費者物価の上昇は、私たちの生活費を圧迫している。このような状況を鑑みれば、人事院勧告に相当する給与の改善は最低限必要であるのに加え、これを上回る賃金改善が必要であり、私たちはこれを強く要求する。